



茨城県報 第1271号

平成13年 6 月18日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 (商業流通課)	1
●大規模小売店舗の届出事項の不変更の通知 (商業流通課)	2
●道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)	3
●道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)	4
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)	4
●土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所)	5
正 誤	
●平成13年 1月22日付け茨城県報第1230号中.....	5

告 示

茨城県告示第694号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 7 項の規定による大規模小売店舗の届出事項変更の届出に
ついて、同条第 8 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において
縦覧に供する。

平成13年 6 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社伊勢基本社

代表取締役 綿引 昭好

(2) 住所

水戸市泉町 2 丁目 3 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常陸太田ショッピングセンター

常陸太田市塙町2952 外

(2) 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第 1 駐車場 午前 9 時45分 ~ 午後10時15分

第 2 駐車場 午前 9 時45分 ~ 午後10時15分

(変更後) 第 1 駐車場 午前 9 時45分 ~ 午後10時15分

第 2 駐車場 午前 9 時45分 ~ 午後 9 時15分

(3) 変更する理由

南側駐車場の利用可能時間帯を、法附則第 5 条第 1 項に基づく、変更届以前の時間帯とすることにより、夜間の南側駐車場の自動車走行騒音を低減し、隣接する住民等の生活環境を保持するため。

(4) 届出事項以外の事項の変更及びその理由

ア 変更する事項

(ア) 店頭 B G M の午後 9 時での稼働終了

(イ) シャッター開閉、台車走行の午後 9 時以降の禁止

イ 変更する理由

B G M については、午後 9 時に稼働を終了し、商品搬入口のシャッター開閉・台車走行を午後 9 時以降禁止することにより、隣接する住民等の生活環境を保持するため。

3 届出年月日

平成13年 5 月31日

茨城県告示第695号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 7 項の規定による大規模小売店舗の届出事項不変更の通知について、同条第 8 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成13年 6 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 安全商事株式会社

代表取締役社長 中村 清賢

水戸市笠原町136番地 1

(2) 有限会社豊商店

代表取締役社長 稲葉 豊

下妻市大字下妻戊181番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

総合日曜大工センターアンゼン下妻店

下妻市大字下妻字柳の下戊116番地 1 外

(2) 変更しない理由

茨城県意見を踏まえて講ずる対応策が、届出事項の変更に該当しないため。

(3) 届出事項以外の事項の変更及びその理由

ア 変更する事項

国道側出入口 A ・ B の午前 0 時以降の閉鎖

イ 変更する理由

営業時間外は出入口を閉鎖し十分な管理を行い、外部からの侵入者の騒音発生を防止するため。

3 届出年月日
平成13年 6 月 4 日

茨城県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年 6 月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 6 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洗公園線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡大洗町大字磯浜町字後釜8249番7地先から	旧	メートル 最大 41.0	メートル 1,672	
		最小 8.0		
東茨城郡大洗町大字磯浜町字祝町8120番地先まで	新	最大 48.0 最小 13.0	1,672	現道拡幅及び 現道付替

茨城県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年 6 月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 6 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 猿島水海道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
岩井市猫実新田25番地先から	旧	メートル 最大 20.0	メートル 383	
		最小 6.0		
岩井市猫実新田1060番まで	新	最大 26.0 最小 10.5	383	現道拡幅

茨城県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年6月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年6月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 猿島水海道線
- 2 供用開始の区間 岩井市大口2383番地1から
岩井市猫実新田1029番まで
- 3 供用開始の期日 平成13年6月18日

~~~~~

## 茨城県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年6月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年6月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 新川江戸崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡桜川村大字西ノ洲字西ノ洲502番地先から  
稲敷郡桜川村大字下馬渡字浜田229番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年6月21日

~~~~~

茨城県告示第700号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、ひたちなか市六ッ野土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年6月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
 - 組 合 の 名 称 ひたちなか市六ッ野土地区画整理組合
 - 事 業 施 行 期 間 自 平成7年3月27日
至 平成21年3月31日
 - 施 行 地 区 ひたちなか市大字東石川字陸奥野の全部、ひたちなか市大字中根字六ッ野、大字東石川字十文字、字六ッ野、字海老内、字東、字はしかべ、はしかべ一丁目及び大字高場字下谷の各一部
 - 事 務 所 の 所 在 地 ひたちなか市大字中根4852番地1
 - 設 立 認 可 の 年 月 日 平成7年3月27日
- 2 変更認可の年月日 平成13年6月18日

~~~~~

茨城県告示第701号

平成13年 5 月18日付け水土改指令第32号をもって認可した唐貝地区の換地計画については、西田川土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定により公告する。

平成13年 6 月18日

茨城県水戸土地改良事務所長 栗 原 宏 之

正 誤

平成13年 1 月22日付け茨城県報第1230号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                                  | 正                          |
|-----|-------|------------------------------------|----------------------------|
| 4   | 下から25 | 石下町大字新石下字愛宕前，字陣屋敷，字西川原，字下宿，字川端の各一部 | 石下町大字新石下字愛宕前，字陣屋敷，字西川原の各一部 |
| 4   | 下から24 | 大字本石下字渡船場の一部                       | 大字本石下字渡船場，字下宿，字川端の各一部      |



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)